

平成25年7月16日

報道関係者 各位

～島原の優れた特産品を認定～
島原市特産品認定制度「認定申請の受付」開始について

本年度より、本市では、市内の優れた特産品を認定する制度「島原市特産品認定制度」を新たに実施します。

このたび、「認定申請の受付」を下記の通り開始しましたので、お知らせします。

1 認定の対象となる特産品について

◎対象となる特産品

①農水産物

島原市内で生産されたもの

②加工品・工芸品

市内に本社又は本店若しくは支店等を置く業者、団体若しくは市民が生産したもの

◎申請できる方

認定の対象となる特産品を生産・製造または販売する権利を有する方。

2 申請方法について

◎申請受付期間

第1期 平成25年8月12日(月)申請期限

◎申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参。

※申請書等は、島原市物産流通窓口にて配布。島原市HP

3 審査について

認定審査会は、島原市特産品認定委員会によって実施。8月下旬実施予定。

審査は、「島原らしさ」、「独自性」、「商品性」などを総合的に評価します。

4 その他

詳細については、島原市公式ホームページに掲載しています

島原市HP <http://www.city.shimabara.lg.jp/>

トップページ「新着情報欄」に掲載。

＝添付資料＝

- ・島原市特産品認定制度にかかる特産品認定申請の募集について
- ・認定申請要項



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

産業振興部 物産流通グループ(担当:下田)
〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327
TEL 0957-68-5483 FAX 0957-68-1232
E-mail butsuryu@city.shimabara.lg.jp

平成25年度

島原市特産品認定制度にかかる特産品認定申請の募集について

島原市内の優れた特産品を認定し、全国に向けて情報発信、PR、販売支援等を行います。

1 認定の対象となる特産品について

対象となる特産品

①農水産物

島原市内で生産されたもの

②加工品・工芸品

市内に本社又は本店若しくは支店等を置く業者、団体若しくは市民が生産したもの

申請できる方

認定の対象となる特産品を生産・製造または販売する権利を有する方。

2 申請方法について

申請受付期間

第1期 平成25年8月12日(月)申請期限

※第2期(11月下旬)、第3期(2月下旬)の申請を予定しています。

申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参ください。

※申請書等については、島原市HPよりダウンロード可能です。

3 審査について

(1) 事前審査

申請書の内容確認を実施します。また、必要に応じて「現地調査」や「聞き取り調査」を行いますので申請者にご協力ください。

(2) 本審査

- ・ 申請者は、審査会に出席し、「特産品の試食・商品説明」などを行っていただきます。
- ・ 食品については、試食審査を行いますので、申請特産品の提供をお願いします。
- ・ 審査は、「島原らしさ」、「独自性」、「商品性」などを総合的に評価します。
- ・ 本審査の日時等については、申請者に後日通知します。

4 認定について

(1) 認定期間は、約3年強です。(認定の日から3年を経過した日の属する年度の末日)

(2) 認定品については、申請者に対して認定証を交付します。

(3) 認定した特産品については、「認定マーク」を掲示することができます。

※認定マークの図案等については、現在調整中です。

(4) 認定品については、情報発信、PR、販路拡大の支援を実施します。

■申請・お問い合わせ先

島原市役所 物産流通グループ

Tel.0957-68-5483 Fax.0957-68-1232

電子メール butsuryu@city.shimabara.lg.jp

〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327 島原市役所有明庁舎

(様式第 1 号)

島原市特産品認定申請書

平成 年 月 日

島原市長 様

(申請者) 住所 (法人及び団体は本社等の所在地)

氏名 (法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)

島原市特産品認定制度にかかる認定を受けたいので、下記の通り申請します。

1 申請者

申請者	氏名 (法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名) 住所 (法人及び団体は本社等の所在地) 資本金 (法人のみ) 担当者連絡先 部署 役職・氏名 電話番号
生産・製造者 ※申請者と異なる場合のみ記載	氏名 (法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名) 住所 (法人及び団体は本社等の所在地) 担当者連絡先 部署 役職・氏名 電話番号

2 特産品の概要

特産品の名称	
種別	<input type="checkbox"/> 農林水産物 <input type="checkbox"/> 食品加工品 <input type="checkbox"/> 工芸品 <input type="checkbox"/> その他
年間販売量	
年間販売額	
販売単価 (税込)	
販売内容量	
主な販売先	
販売開始時期	

3 生産・製造の概要

原材料	
生産・製造方法	
生産地・製造場所	
特産品に関して有する知的財産（特許、商標登録、実用新案等）や科学的検査の結果	
特産品に関する受賞・認定歴など	

4 特産品の特徴・PR

特産品に込めた「思い・こだわり」、「島原らしい」と思う特徴、特産品のPRなどを自由に記載してください。

--

5 特産品の販売について

販売方法 特産品の販売のため行っていることを記載してください。（店頭PR、HPやメディアでの情報発信など）	
今後の販売計画 今後の販売計画や実施予定の販促活動を記載してください。（概ね5年程度）	

=添付書類=

- 特産品の写真・パンフレット（必須）
 メディア掲載記事
 原材料出荷証明
その他（ ）

島原市特産品認定制度 認定申請要項

1 特産品認定制度の目的

島原市内の優れた特産品を認定し、全国に向けて情報発信、PR、販売支援等を行い、本市の知名度向上と、地域産業の振興、経済活性化を図ることを目的として、特産品認定制度を実施します。

2 認定の対象となる特産品などについて

対象となる特産品

①農水産物

島原市内で生産されたもの

②加工品・工芸品

市内に本社又は本店若しくは支店等を置く業者、団体若しくは市民が生産したもの

③その他市長が特別に認めるもの

※申請の対象となるかご不明な場合は、ご相談ください。

申請できる方

認定の対象となる特産品を生産・製造または販売する権利を有する方。

3 申請方法について

申請受付期間

第1期 平成25年8月12日（月）申請期限

第2期 平成25年11月下旬申請期限（予定）

第3期 平成26年2月下旬申請期限（予定）

申請方法

別紙申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参ください。

申請先

島原市役所 物産流通グループ

〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327 島原市役所所有明庁舎

4 審査会について

特産品認定委員会による審査会（本審査）を実施し、認定する特産品を決定します。

（1）審査内容

○事前審査

申請書の内容確認を実施します。また、必要に応じて「現地調査」や「聞き取り調査」を行いますので申請者のご協力ください。

○本審査

- ・申請者は、審査会に出席し、「特産品の試食・商品説明」などを行っていただきます。
- ・食品については、試食審査を行いますので、申請特産品の提供をお願いします。
- ・審査は、「島原らしさ」、「独自性」、「商品性」などを総合的に評価します。

(2) 本審査の日時等について

申請者に後日通知します。

5 認定について

(1) 認定期間

認定期間は、約3年強です。(認定の日から3年を経過した日の属する年度の末日)

(2) 認定証の交付

認定品については、申請者に対して認定証を交付します。

(3) 認定の公表などについて

認定した特産品については、公表します。

(4) 認定マークについて

認定した特産品については、「認定マーク」を掲示することができます。

※認定マークの図案等については、現在調整中です。

(5) 認定品の情報発信、PR、販路拡大の支援について

認定品については、情報発信、PR、販路拡大の支援を実施します。認定を受けた方は、積極的にご協力ください。

6 その他注意事項

(1) 虚偽による認定の取り消し

認定した特産品に、虚偽などが発覚した場合は、認定を取り消す場合があります。

(2) 認定した特産品の変更

名称、パッケージ、その他認定にかかる事項に変更が発生した場合は、その変更について届出が必要となる場合があります。

■申請・お問い合わせ先

島原市役所 物産流通グループ

Tel.0957-68-5483 Fax.0957-68-1232

電子メール butsuryu@city.shimabara.lg.jp

〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327 島原市役所有明庁舎